

社会保険 ふくい

2015年
9月号



福武線沿線を行く

画／松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

〈赤十字前〉

古くからの住宅地の中にあり、すぐ東側にＪＲ貨物「南福井駅」があります。南西約500mには福井赤十字病院があり、平成22年3月に旧駅名「福井新」から改称されました。

職場内で回覧しましょう

「新任事務担当者講習会」を開催します

福井県社会保険協会では、社会保険制度や労働(雇用)保険制度に関する講習会を開催します。

新任の事務担当者や制度をさらに勉強したい方を対象といたしますので、お早めにお申し込みください。



講習会の実施要綱

講習の内容：① 社会保険の加入と保険料、事務手続き
② 健康保険の給付と事務手続き
③ 労働(雇用)保険の事務手続き

講師：① 福井県内の年金事務所
② 全国健康保険協会福井支部
③ 福井県内の公共職業安定所

受講料：無料(社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方)

定員：各会場とも30～50名(先着順)
※締切後、ハガキにてご連絡いたします。

開催日時・会場

※各会場とも13時30分開始、16時終了の予定

開催月日	開催会場	所在地・電話番号
10月 6日(火)	福井県立若狭図書学習センター 研修室	小浜市南川町6-11 TEL 0770(52)2705
10月 7日(水)	福井県中小企業産業大学校 特別教室	福井市下六条町16-15 TEL 0776(41)3775
10月16日(金)	福井県中小企業産業大学校 特別教室	福井市下六条町16-15 TEL 0776(41)3775
10月23日(金)	ハートピア春江 YURI情報室	坂井市春江町西太郎丸 15-22 TEL 0776(51)8800
10月26日(月)	多田記念大野有終会館 303号室	大野市天神町1-19 TEL 0779(65)8766
10月27日(火)	プラザ萬象 会議室1	敦賀市東洋町1-1 TEL 0770(22)9711
10月28日(水)	サンドーム福井管理棟 201、202号室	越前市瓜生町5-1-1 TEL 0778(21)3106

申し込み要領

申込書を作成し、必要事項をご記入のうえ、9月10日(木)までにお申し込みください。(FAX可)

申込書記入事項

平成27年度 社会保険新任事務担当者講習会受講申込書	
受講者の お名前	
事業所名	
事業所整理 記号・番号	(記入例) 01 アイウ 12345
事業所 所在地	〒
受講希望日	年 月 日
受講会場名	
連絡・照会先	会社TEL等

申込書は福井県社会保険協会のホームページからダウンロードできます。<http://www.fukui-shahokyo.jp>
※お申し込みいただいた内容(個人情報等)は、講習会以外の目的で利用することはありません。

お申し込み・お問い合わせ

◆(一財)福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016 FAX0776(53)8112

広報紙「社会保険ふくい」の発行を 次号から隔月発行とさせていただきます

会員の皆様には、日頃から当協会の事業運営にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

当協会では、健康保険・厚生年金保険・国民年金制度の周知や、関係書類作成時の注意点などをお知らせすることを目的として、広報紙「社会保険ふくい」を毎月発行してまいりましたが、このたび、会員の皆様からご好評をいただいております福利厚生事業(けんこうの湯、海の家、スキーリフト等の利用補助券の発行)等の充実と利用拡大を図るため、次号より隔月発行(偶数月)とさせていただきますことにいたしました。

次号から隔月発行となりますが、紙面の充実を図るとともに、社会保険新事務担当者講習会やシニアライフセミナー等の講習会の充実、事業所内での健康づくりのための講師派遣やDVDの貸出し等、引き続き会員の皆様のご意見等をお伺いしながら、事業の充実に努めてまいります。今後とも、当協会の各種事業をご活用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、その月々で必要なお知らせなどは、その都度、ホームページでお知らせしますので、ご活用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

<http://www.fukui-shahokyo.jp/>



「海遊館」「下呂温泉・ぎふ長良川温泉」の 利用補助券



まだあります!



秋のシルバーウィークに
「海遊館」「下呂温泉・ぎふ長良川温泉」の
利用補助券はいかがですか。
先着順とはなりますが、
まだ余裕がありますのでご活用ください。
申込方法等はホームページまたは
「社会保険ふくい5月号」で
ご確認くださいませ。

バックナンバーは
こちらを
クリック



利用補助券は
こちらを
クリック

平成26年度
「わたしと年金」
エッセイ

厚生労働大臣賞（高校生 女性）

その瞬間はいきなり訪れた。一家の大黒柱だった父が急死したのだ。父の体を蝕むガンに気づいた時には、もう手遅れだった。誰もこうなることを予想などしていなかった。わずか数ヶ月前までスーツに身を包み、笑顔で働いていた父がこの世からいなく

なるなんて。そして残されたのは専業主婦だった母、まだ中学生だった私と双子の弟だった。

父が亡くなってすぐのこと。私は自分の戸籍謄本を目にする機会があった。その時私が目にしたものは、父の欄に入る一本の横線だった。それは、父がもうこの世にはいないことを表す横線だった。当たり前のことながら、たった一枚の紙に私は現実をつきつけられた。何て寂しいのだろう、私は思った。わずか数ヶ月前まで私の父は確かに存在したのに、今となっては私の胸の内にしか父は存在しないのか。もはや誰も父がこの世に存在したことを証明できないのだろうか。思えば、あの時の私は何かにすぎるように父の生きた証を求めているのかもしれない。

私と父はとても仲が良かった。私は父にたくさんのことを教えてもらった。読書や歴史が好きな父に連れられて、まわった古本屋や数々の遺跡。私にとって父の存在はとても大きかった。しかし、父はもういない。このショックは言葉で言い表せない。父が居ない生活など想像つかない。私はどんな顔をして父の仏壇に手を合わせればいいのか。私が父の死を受け入れることは容易でなかった。

しかも、何より私を不安にさせたのは、今後の生活だった。私には夢がある。それは、大好きな文学や歴史についてより深く学びたいというものだ。そしていつか研究職に就き、今まで脈々と受け継がれてきた文化を守ることのできる人になりたいというものだ。しかし、その夢を叶える為の進学にはお金がかかる。今まで専業主婦だった母に、これ以上の負担を強いることはできなかった。

しかしそんな私の胸の内を察したのか、母が言った「自分の納得がいく進路選択をしなさい。お金の心配はいいから」と。私は不思議だった。我が家のどこにそんなお金が存在しているのだろうか。戸惑う私に母は続ける。「お父さんは、遺族年金という形で私達家族を支えてくれるのよ」と。

遺族年金とは、私のような突然家族を亡くした人に送られる年金だ。遺族年金は生前父がしっかり年金を納めていたこと、日本という国がしっかりとした制度をもっていることで、私達家族の下へ支給されている。年金というとお年寄りが貰うイメージしかなかった私は驚いたと同時に、私達家族を支えてくれる「遺族年金」に強い安心感を得ることができた。

父が生前年金をきちんと納めていたから私達は今、遺族年金を受け取ることができる。遺族年金とはいわば、父が「生きていた証」である。そう気付いた時、私はとても父の存在が誇らしかった。いつでも私達家族を支えてくれる父は何て心強いのだろう。

日本年金機構からのお知らせ

また、遺族年金をはじめとする多くの年金制度は、たくさんの日本国民の協力で成り立っている。年金を納める日本人がいなくなってしまうたら、この年金制度はまるで成り立たないだろう。そういった目で見れば、年金制度とは「思いやりのかたち」なのではないだろうか。お年寄りや障害のある人、私達のように親を亡くした人、困っている人を日本中で支えることが年金なら出来るのだ。

現在、年金を取り巻く状況は厳しい。少子高齢化の影響を一身に受け、年金に対して不安を抱く人は後を絶たない。国民年金の納付率はわずか六割程度だという話を聞いた。確かに、日本の深刻な少子高齢化問題を考えた時、自分は年金を受け取ることができるのだろうかという疑問を抱くのは当然だ。

私自身、父の死を通して年金の在り方を見つめなおす機会がなければ、その必要性など考えなかっただろう。しかし、今なら分かる。年金を納めることは、将来の自分だけでなくもしもの時に家族や周りの人を助けることになるのだと。もしもの場合を想定して年金を納めることもまた「思いやりのかたち」なのだ。

父の死から数年。私は今、高校生になった。父の死の直後は、まさか通学できるとは思ひもしなかった憧れの高校に通っている。日々の勉強や友人関係で挫けそうになることはあるが、それでも高校に進学出来るありがたさを忘れることはない。私には目標がある。それは、大学進学だ。中学生の時から抱いていた研究職に就くという夢への足掛かりに大学進学はなり得ると思うのだ。

父はもういない。しかし、父は遺族年金で私達を支えてくれる。顔の知らないたくさんの日本人が遺族年金を通して、私を応援してくれる。私は決して一人ではないのだ。私はたくさんのエールを胸に夢への第一歩を踏み出そうとしている。



まだ間に合います！
ご応募ください！

平成27年度「わたしと年金」エッセイ募集中！

応募締切 平成27年9月18日(金) 締切日消印有効

優秀作品 厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選受賞者には、賞状の授与並びに記念品を贈呈します

提出先・お問い合わせ先 日本年金機構 サービス推進部 サービス推進グループ「わたしと年金」担当まで
電話番号 03(5344)1100(代表)
(郵送の場合) 〒168-850 東京都杉並区高井戸西3-5-24
(電子メールの場合) 日本年金機構ホームページをご覧ください

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

平成27年度 わたしと年金

検索

9月分(10月末納付期限分)の保険料から 料率が変わります

平成27年9月分から 厚生年金保険の保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年まで毎年改定されることになっており、「平成27年9月分(同年10月納付分)から平成28年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料率は、次のとおり変更されます。

●一般の被保険者……………17.474% → **17.828%**

●坑内員・船員の被保険者…17.688% → **17.936%**

※保険料額表は8月20日頃にお届けする「納入告知書」に同封のチラシをご覧ください。



厚生年金保険の保険料とは

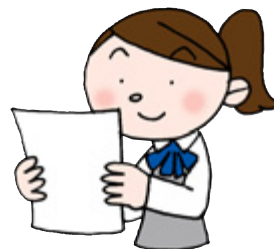
厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額と標準賞与額に共通の保険料率をかけて計算されます。保険料率は平成17年9月以降毎年9月に引き上げられ(被保険者の区分に応じて引き上げ率は異なります)、平成29年9月からは固定されます。

また、保険料は、事業主と被保険者が半分ずつ負担します。

標準報酬月額とは

厚生年金保険では、被保険者が受ける給与(基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた税引き前の給与)を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用います。現在の標準報酬月額は、1等級(9万8千円)から30等級(62万円)までの30等級に分かれています。

報酬月額は、通勤手当等を含めた報酬に加え、事業所が提供する宿舍費や食事代等の現物給与の額も含めて決定されます。また、毎年9月に、4月から6月の報酬月額を基に、標準報酬月額の改定が行われます(定時決定)。なお、定時決定の算定月以後に報酬月額に大幅な変動(標準報酬月額の2等級以上)があった場合には、標準報酬月額の改定が行われます(随時改定)。



標準賞与額とは

標準賞与額とは、税引き前の賞与の額から1,000円未満の端数を切り捨てたもので、支給1回(同じ月に2回以上支給された場合は合算)につき、150万円が上限となります。

※健康保険は年間合計540万円が上限となります。

賞与とは

厚生年金保険で標準賞与額の対象となる賞与は、賃金、給料、俸給、賞与等の名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち年3回以下の回数で支給されるものです。自社製品等の現物で支給されるものも含まれます。

事業主・経営者の皆様へ

福井初！ 協会けんぽ、労働局共催

健康経営セミナーを開催します

社員の健康が経営を変える！

社員の健康をコストではなく「投資」ととらえる「健康経営」が注目されています。
協会けんぽでも、職場での健康づくりを応援する取り組みをスタート！
本セミナーでは、第一線で活躍されている講師をお招きして、
事業主・経営者の皆様に健康経営に役立つ情報をお届けします。

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。



講演 企業が成長する健康経営
～協会けんぽの活用がカギ～

講師 東京大学政策ビジョン研究センター
健康経営研究ユニット特任助教
古井祐司 氏

◆プロフィール

医学博士。平成24年から健康経営を普及する研究拠点を東京大学政策ビジョン研究センター内に創設、同助教就任。
厚生労働省・経済産業省等で委員を務める。
〈著書〉「社員の健康が経営に効く」(労働調査会：2014)等
〈マスメディア〉NHK(クローズアップ現代、おはよう日本等)、日本経済新聞等

健康経営にはこんなメリットが！

- ◆健康な社員＝生産性向上、職場活性化
- ◆社員を大切にする＝離職者減、求人で選ばれる
- ◆リスクマネジメント＝労災・病気休業予防

同時開催★福井労働局によるストレスチェック(12月スタート)のポイント解説

※協会けんぽから、事業主様と協働した健康づくり「コラボヘルス」のご紹介も予定しています。

日 時 平成27年**10月21日(水)** 14:00～16:00 (開場13:30)

会 場 福井商工会議所ビル コンベンションホール (福井市西木田2-8-1)

参 加 費 無料

定 員 200名

申込方法 本誌8ページの「参加お申込書」に必要事項を記入のうえ、
協会けんぽ福井支部にFAXでお送りください。(FAX 0776(27)8306)

申込締切 9月11日(金)

共催：全国健康保険協会(協会けんぽ)福井支部、福井労働局

後援：福井県、福井県商工会議所連合会、福井県商工会連合会、福井県中小企業団体中央会、福井経済同友会、
健康保険組合連合会福井連合会、福井県医師会、福井県歯科医師会、福井県薬剤師会、
福井県社会保険労務士会、福井県社会保険協会

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8301
企画総務グループ



ブロッコリーと豆の ハニーマスタードサラダ

重症化するとさまざまな合併症を引き起こすだけでなく、高額な医療費がかかる「糖尿病」。そんな糖尿病の予防に効果的なレシピをご紹介します。

●料理制作／柴田 真希(管理栄養士) スタyling／宮崎 タ霞

●材料(2人分)

ブロッコリー 100g
ミックスビーンズ 30g
A
粒マスタード 大さじ1/2
はちみつ 大さじ1/2
酢 大さじ1
塩 小さじ1/6
オリーブ油 小さじ1

●作り方

- ① ブロッコリーは小房に分け、塩(分量外)を入れたたっぷりの熱湯で1分茹でる。
- ② ブロッコリーとミックスビーンズを、混ぜ合わせたAで和える。



ヘルシーポイント

はちみつに含まれるイソマルトオリゴ糖は、体内で吸収されにくく、血糖値の上昇を抑えます。

INFORMATION

●9月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

- 8:30~17:15
- 8:30~19:00
(相談時間を延長)
- 9:30~16:00
(休日相談日)

●9月の出張相談所の受付日時

必ず受付時間内にご来場ください

- 勝山市民会館 10日(木) 10:00~15:30
坂井地域交流センター(いねす) 17日(木) 10:00~15:30
大野商工会議所 24日(木) 10:00~15:30
小浜市文化会館4階(小浜市役所横) 10日(木)、25日(金) 10:00~15:00
(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

健康経営セミナー参加お申込書 申込先/FAX 0776(27)8306 締切日/9月11日(金)

事業所名			
所在地	〒	電話番号	()
ご参加者	お役職	ご参加者氏名	
		フリガナ	
		フリガナ	

※事業主様のご都合がつかない場合は、代理の方のご参加も可能です。

平成27年8月15日

〈記事提供〉 福井県内年金事務所 全国健康保険協会福井支部
〈発行〉 一般財団法人 福井県社会保険協会 ☎0776(53)8016 FAX 0776(53)8112
<http://www.fukui-shahokyo.jp>